

大和郡山市 農委だより

第56号 令和3年3月発行
大和郡山市農業委員会

Cover Photo

すべて、今西推進委員のイチゴハウス内で撮影しています。



奈良特産イチゴ
たまひめ
『珠姫』



奈良特産イチゴ
なのが
『奈乃華』

会長就任のごあいさつ

平素は、農業委員会活動に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、昨年の農業委員会の改選により7名の農業委員が任命され、臨時総会におきまして、再度会長に選任頂きました。会長という重責を仰せつかり、身の引き締まる思いであります。その重責に恥じぬよう、7名の農業委員と12名の農地利用最適化推進委員が一丸となって、大和郡山市の農業の振興のため、尽力いたす所存でございます。

さて、日本の農業情勢は、農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、様々な課題を抱えております。加えて、昨年来からの新型コロナウィルスの感染拡大は、国が緊急事態宣言を出すなど、我々の予想を超えた事態となっており、こうした社会全体での活動自粛は、日々の農業環境にも大変厳しい影響を及ぼしております。こうした中で、国では昨年3月に今後10年間の農業の指針となる「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、食料の安定供給の確保や、農業の持続的な発展、農村の振興や新たな感染症への対策なども盛り

込まれているところでございます。また、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくかという点も重要視されております。

大和郡山市農業委員会と致しましても、農業委員会の使命である「農地等の利用の最適化の推進」、その重点施策である、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消活動、新規就農者支援等を実施すべく、今年度は市内の約50の集落で「人・農地プラン」の策定に参画したところでございます。

農業委員・農地利用最適化推進委員は、農家の皆さまの代表としての自覚を持ち、農業委員会を適正に運営するとともに、関係機関のご支援、ご協力を頂きながら大和郡山市の農地・農業を次世代に繋いでいくべく、責務を果たす所存でございます。農家の皆さまにおかれましては、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、会長就任の挨拶とさせて頂きます。



大和郡山市農業委員会
会長 飯田 喜代視

もくじ

- 会長就任のごあいさつ 1
- 大和郡山市農業委員会 任命式・委嘱式の開催(農業委員・農地利用最適化推進委員のご紹介) 2~3
- 「人・農地プラン」について 4

大和郡山市農業委員会

任命式・委嘱式の開催



～農業委員7名、
農地利用最適化推進委員12名が決まりました～

令和2年7月20日に市長より農業委員7名に任命書が交付され、臨時総会では会長に飯田喜代視委員、副会長に中筋光弘委員が選出さ

れました。また、臨時総会で農地利用最適化推進委員12名の委嘱も決定され、臨時総会終了後、委嘱書が会長より交付されました。

農業委員の主な仕事

総会において、農地の売買・貸し借りの許可や、農地転用許可等の可否について審議します。また、推進委員と協力して、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を推進します。

農地利用最適化推進委員の主な仕事

担当地区において、農地利用の最適化の推進を行います。また、担当地区において転用申請があった場合には、現地調査を行い総会に出席して報告、意見を述べます。



農業委員

会長



飯田 喜代視
上三橋町

副会長



中筋 光弘
新町



中津 甚之丞
長安寺町



乾 貞夫
新庄町



乾 忠記
宮堂町



亀岡 静代
南郡山町



横川 豊和
新木町



農地利用最適化推進委員



矢田地区担当
辻本 博文

矢田町



矢田地区担当
谷野 隆昭

新町



郡山地区担当
西川 繁雄

北鎌冶町



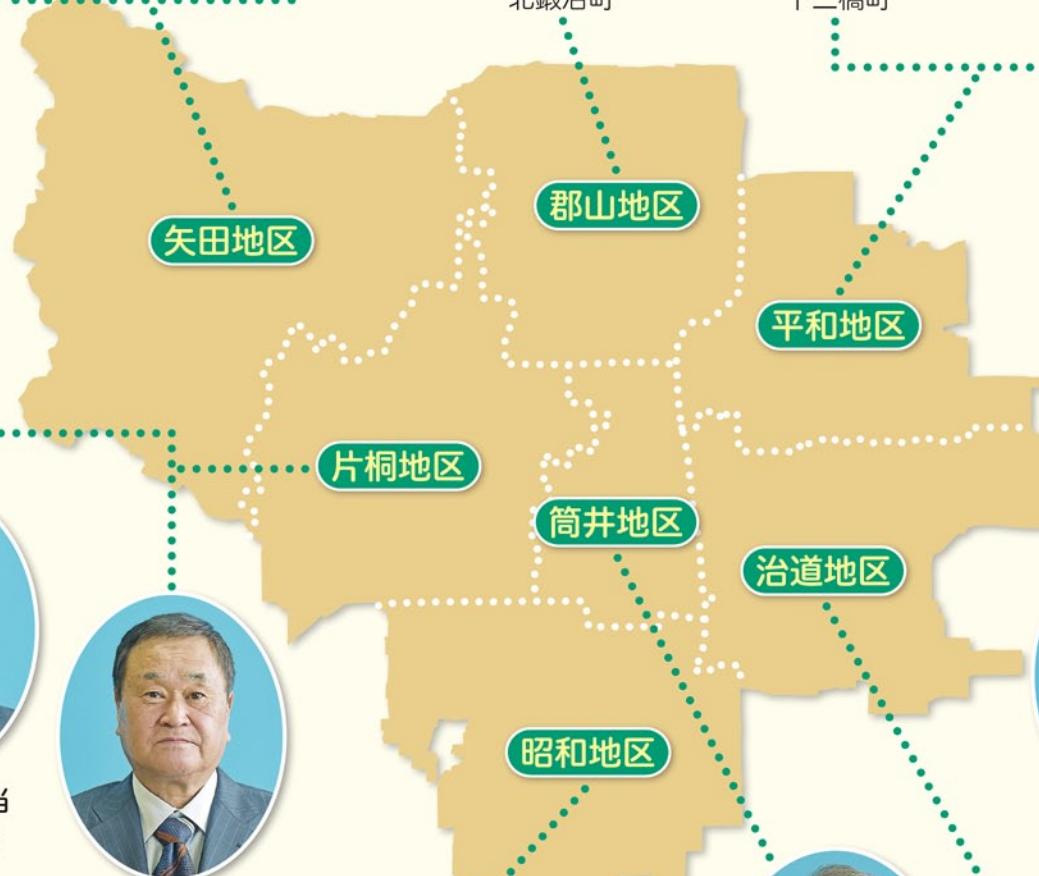
平和地区担当
今西 高弘

下三橋町



平和地区担当
南田 圭司

井戸野町



片桐地区担当
前川 佳裕

小泉町



片桐地区担当
長井 喜隆

田中町



昭和地区担当
大垣 光宏

今国府町



昭和地区担当
川向 昇

八条町



筒井地区担当
西本 弘之

筒井町



治道地区担当
橋下 勝彥

横田町





「人・農地プラン」について

「人・農地プラン」は集落内の問題を皆で共有し、集落の農地の保全について考えるための集落の将来指針です。

集落で「人・農地プラン」を策定するためには

- アンケートの実施
- 区域の耕作状況の地図を作成
- 5~10年後の農地利用について集落内で検討



以上を実施したうえで、集落の将来計画を策定し、みんなで将来の集落の農地について、考えるきっかけとします。

『大和郡山市農業委員会における農地利用最適化の推進について』

大和郡山市農業委員会



- ② 「人・農地プラン」の実質化に向けた
プラン策定について
～上三橋地区「人・農地プラン」策定事例について～

○ 上三橋地区集落内アンケート結果 (1) 将來の地域農業の方向性に関するアンケート)



○ 上三橋地区集落内アンケート結果 (2) 集落の担い手や農地に関するアンケート)



○ 「人・農地プラン」の実質化プラン策定経過について

- H27年3月 上三橋地区「人・農地プラン」策定
- H31年4月 第1回「人・農地プラン」策定検討会(会)
- R元年5月 第1回集落内アンケートの実施
- R元年6月26日 農水省「人・農地プラン」の具体的な進め方について通知
- R元年8月 第2回集落内アンケートの実施
- R元年10月 第2回「人・農地プラン」策定検討会
- R元年11月 第3回「人・農地プラン」策定検討会
- R元年12月 上三橋地区「人・農地プラン」認定申請
- R2年2月 上三橋地区「人・農地プラン」認定予定

注: 本資料において「検討会」とは、地区的農業者等による話し合いのことであり、人・農地プランの取りまとめの際に市町村が開催する検討会のことではありません。(以下本資料において同じ。)

○ 「人・農地プラン」を重視した点

- 集落内での意見交換会
- アンケート
- 検討会で意見交換
- 地図の作成担当し、意見交換会で分け、策定

○ 上三橋地区 年齢別耕作地図 (5年後 後継者有無)



○ 「人・農地プラン」の実質化に向けた プラン策定において重視したポイント

- 「人・農地プラン」の策定はややこしくない！
- 原案策定までの計画(行程表)を立てて実行！
- 「人・農地プラン」の説明は根気よく！

農業委員会からのおしらせ！

農地の違反転用は止めましょう！ 農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途変更（農地転用）するには、農地法に基づく許可が必要です。

詳しくは、農業委員会事務局へ直接ご相談ください。

農地を相続した場合には、 農業委員会への届出が必要です。

相続で農地を取得した場合には、農地がある市町村の農業委員会に届け出ることが、農地法にて義務付けられています。

農地の適正利用に ご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源になるばかりか、ゴミの不法投棄や火災の原因になるなど、周辺へ悪影響を及ぼすことになります。農地を耕作されない場合でも、適宜草刈りを行うなど、農地の適正管理にご協力をお願いします。



農地の転用、 売買、貸付等の **締め切り日**



- 農地法第3条・4条・5条関係 每月25日が締め切り日です。
- 市街化区域内農地の転用届出 隨時、受付いたします。

農家の経営と暮らしに役立つ情報を毎週提供

全国農業新聞

- 月4回発行（毎週金曜日）
- 購読料：1ヶ月 700円

お申し込み

地方版には
身近な情報が
満載！

農業委員会事務局へ ☎53-1746

農業者年金に加入しませんか

農業者年金 5つのメリット

- ①少子高齢時代に強い積立方式の公的年金
- ②保険料は自分で選べ、いつでも見直しできる
月額2万円～6万7千円までの間で千円単位で自由に選択
- ③終身年金で80歳までの保証つき
- ④社会保険料控除など税制面でも大きな優遇
- ⑤条件により認定農業者には保険料の国庫助成あり

○加入要件

- ①国民年金1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満

農地を持っていない農業者や、配偶者、後継者など家族農業従事者の方も加入できます。



ご相談・お申し込みは農業委員会事務局へ

定例総会開催日

原則、毎月5日に開催します。（都合により日程変更する場合があります。）

農地パトロールを実施しています。

農地パトロールとは、地域の農地利用状況の確認や耕作放棄地の実態把握と発生防止、解消指導、並びに無断転用防止対策として、7月下旬から8月上旬にかけ、年に1度農業委員会で実施している調査です。新たに発生した耕作放棄地については、所有者等に農地の「利用意向調査」を実施します。



農地の管理をお願いします

農地の手入れがされないと病害虫の発生により、近隣の農地や地域住民の方へ迷惑がかかります。農地が荒れないよう所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。



インターネットで全国の農地情報が閲覧できます!

平成27年4月からインターネットで農地情報が閲覧できるシステム『全国農地ナビ』がスタートしました。農地には1筆ごとにピンが付けられ、ピンを選択すると農地情報を見ることが出来ます。

○閲覧可能農地情報

- ・所在・地番
- ・地目
- ・面積
- ・農地区分（農振法区分・都市計画法区分）
- ・賃借権等権利設定の内容（権利の種類・存続期間）
- ・その他

※公開の対象となっているのは市街化調整区域内の農地です。



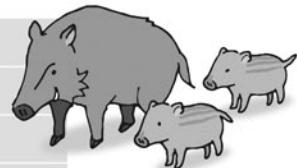
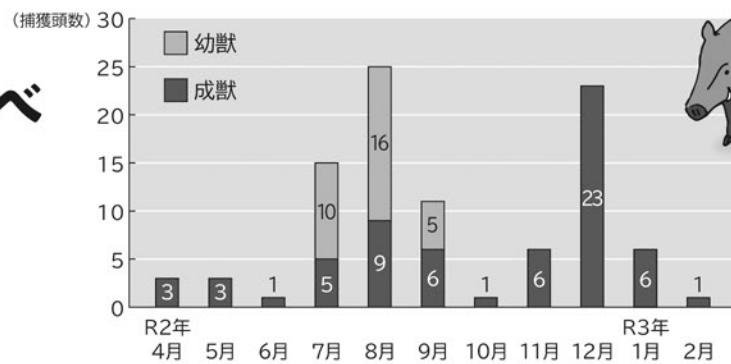
全国農地ナビ

<https://www.alis-ac.jp/>

イノシシ 有害捕獲数調べ (R2.4月～R3.2月)

お問い合わせ

農業水産課 ☎53-1158



合計 95 頭